<u>工事場所</u>		
. I		
申請者		
<u>住所</u>		
<b>正</b> 夕		
氏名		

## 水道直結式スプリンクラー設備の作動責任に関する承諾書

水道直結スプリンクラー設備設置にあたり、次の事項を尊守するとともに、 これらすべての問題について当方で一切の責任を負い処理することを承諾いた します。

- ① 災害その他正当な理由によって一時的な断水や水圧低下等により水道直結 スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者 に責任がないこと。
- ② 水道直結スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、 ①のような条件がついている旨を借家人等に熟知させること。
- ③ 水道直結スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時での非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わないこと。
- ④ 水道直結スプリンクラー設備の設計では、他の給水用具(水栓等)を閉栓した状態での使用(同時使用を考慮していない)を想定できることとしていることから、水理計算から水道直結スプリンクラー設備の同時使用量を除いた場合、他の給水用具使用中に火災が発生し水道直結スプリンクラー設備が作動した場合において、水道直結スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者に責任がないこと。
- ⑤ 水道直結スプリンクラー設備の所有者を変更するときは①~④の事項について譲渡人に熟知させ、承諾書の内容を承継すること。

以上